

[調査会 NEWS 376] (18.6.9)

しおかぜ改編

すでにお知らせしております北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」の妨害電波対策は第1放送(日本語による失踪者データ読み上げ、家族からの手紙代読、直接のメッセージ)と第2放送(朝鮮語・英語・中国語による失踪者氏名読み上げ、日本語・朝鮮語・英語によるニュース・解説)に分離して6月15日から放送を開始します。放送時間と周波数は直前にお知らせします。すでに新たな番組の収録・編集作業が進行中です。

[調査会 NEWS 377](18.6.9)

古川さん認定訴訟・定例記者会見

古川了子さんの拉致認定を求める訴訟はこの28日、10:30より東京地裁で行われ、裁判を開始して以来初の証人として調査会代表荒木が法廷に立ちます。今回は抽選による傍聴となりますので、傍聴希望の方は少し前においで下さい。

また、裁判終了後、弁護士会館で記者会見を兼ねた報告会を開催する予定ですが、調査会の6月定例記者会見もこのとき合わせて行います。ゼロ番台の発表やしおかぜの状況についての報告を行う予定です。詳しくは後日お知らせします。

北朝鮮人権法・与野党合意で統一案決定、会期内可決へ

すでに救う会のニュースでも流れていますが、昨年出た民主党案、本年発表された与党案をもとに、自民・民主両党の調整により、北朝鮮人権法の統一案が決定し、年内成立の可能性が高くなりました。院内で調整にあたられた両党の担当者の皆様に心より敬意を表します。

また、さる5月12日に6団体での要請をしていますが、この人権法が出来るにあたっては、昨年以来の山田文明・守る会代表のご尽力も大きく寄与しています。この法案が拉致被害者救出のみならず、北朝鮮の人権状況改善に大きな効果を発揮してくれることを切に期待する次第です。

なお、会期内に可決できるのはほぼ間違いないと思いますが、参議院が他の法案で若干揉めており、そのとぼっちりを食い、継続審議や最悪の場合廃案の可能性もゼロとは言えません。もし動きが不透明になった場合にはそれぞれのお立場で関係議員や政党への働きかけをよろしく願います。

(参考情報) 映画製作ダイアルQ2

下関市在住の映画監督、須藤久氏が現在拉致問題をテーマとした映画の製作準備をしています。須藤氏には部落問題をテーマにした「狭山の黒い雨」や2・26事件をテーマにした「惨殺せよ」などの社会派作品がありますが、今回、ご自分の出来ることで拉致問題解決に協力できればということで、取り組まれることになりました。

ただ、資金的には前売券方式が難しいため、須藤監督自身が語る映画評のダイアルQ2を設け、そこから得られる情報料を資金とされています。1回約3分で、情報料は約300円(それ以外に通話料が必要)です。番号は下記の通り

0990-535-535 (携帯・PHS・携帯電話不可)

NTT側の意向でタイトル等に拉致のことは一切入れられませんが、解説の中では拉致問題にも触れています。ちなみに現在流れているのは韓国映画「ブラザーフッド」

の解説です。単に映画評として聞いても興味深い内容なので、ご関心のある方は一度お聞きください。

[調査会 NEWS 378](18.6.14)

「しおかぜ」15日から新たな放送時間・周波数に変更

北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」は15日夜の放送（第二放送）から新たな時間と周波数に変更されます。

第一放送は午前5時30分～6時、周波数 9785 キロヘルツ、
第二放送は午後7時30分～8時、周波数 9855 キロヘルツです。

第一放送はすべて日本語です。

- (1) 拉致被害者・拉致の疑いのある失踪者の氏名等データの読みあげ
- (2) ご家族からの手紙の代読
- (3) ご家族の直接のメッセージの放送

第二放送は当面以下の内容で放送します。

- (1) 朝鮮語・英語・中国語での拉致被害者・拉致の疑いのある失踪者のデータ読み上げ
- (2) 日本語・朝鮮語・英語での拉致問題に関するニュースと解説の放送。

番組については戦略情報研究所ホームページの下記「しおかぜ通信」をご参照下さい。

<http://senryaku-jouhou.jp/shiotsuu.html>

15日の早朝はこれまでと同じ4時～4時30分、5890キロヘルツです。これが従前の時間・周波数最後の放送になります。

これで放送時間はこれまでの1時間半から1時間になりますが、北朝鮮当局の妨害電波も追ってかけられると思いますので、その様子を見て同時2波での送信等の対応を検討する予定です。第一放送と第二放送に分けたのは、従来の妨害電波が出なかったときの放送内容（第一放送）と、妨害電波が出る原因になったと思われる放送内容（第二放送）を完全に分離し、北朝鮮当局の出方を探るものです。いずれにしても、妨害されるということは効き目があるということですので、さらに強力にやっていくつもりです。

あらためてカンパのお願い

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博

このニュースをごらんの方の多くはこれまでも調査会の活動に対し、多大なご支援をいただいていることと存じます。心より御礼申し上げます。

さて、上記の通り、15日夜の放送から「しおかぜ」は時間と周波数を変えて流すことになりました。しかし、おそらく北朝鮮側はまた追いかけて妨害電波を送ってくるものと

思います。その場合同時2波で流すなどの対応が必要になり、今回の変更で単位時間あたりの放送費用が値上げになった分を加えると従来の延べ1時間半/日で1年間に1000万を越える費用が必要になります。

また、「しおかぜプロジェクト」の情報収集にかかる費用も現在の状況では今後かなり増えていくことと想像されます。正直なところ、情報収集をするためには、ある程度のリスクを覚悟しなければなりません。使った金額に見合った情報が得られるとは限りません。私たちは報道関係の方々とも協力しながら様々な方法での情報収集を行っていますが、失敗をしながら情報の精度を上げていくしか方法はないというのが実情です。

それでも現状は、この努力をする価値があると思っています。情報の量は急速に増えています。具体的に発表できることは極く一部でも、年内解決に向けて、状況は整いつつあります。

ただ、放送にかかる費用と異なり、情報収集については、大部分はその用途を公開することができず、成功不成功についても報告できません。不明朗と言われればそれまでです。あとは信じてくださいと言うしかありません。

現在、お願いできるところにはあらためてお願いし、ともかくこのチャンスを、資金が不足して対応できないなどということのないように努力しています。厚かましいお願いであることは重々承知しておりますが、各位におかれましてもあらためてご支援賜りますようお願い申し上げます。

[調査会 NEWS 378] (18.6.14)

北朝鮮人権法可決で思ったこと

荒木和博

今日北朝鮮人権法案が参議院で可決成立しました。会期延長がないということで、正直なところ継続審議になってしまうのではないかと感じていましたので、とりあえずほっとしています。内容的にも評価できるものであり、自民・民主・公明各党の担当者の皆さんのご尽力に心より敬意を表する次第です。

私は今島根の松江にいます。明日開催される島根県民集会に参加するためです。この集会には加藤博・北朝鮮難民救援基金事務局長と私が講演しますが、空港から松江市内に向かう途中、加藤さんと「10年前なら『北朝鮮人権法』などと言っても誰も相手にしなかったでしょうね」と話していました。世の中の変わりように感慨もひとしおです。

ところで、ここに来る前に平沼赳夫・拉致議連会長にお会いしたところ、事務所に「人権法に難民の保護をうたっているのはけしからん」という内容のメールが多数来ていると言っておられました。それを聞いたときに、私は、「これこそが今後の運動の中で克服していかなければならないことだな」と思いました。

「拉致問題だけ協力してほしい」と外国で言ったところで、それは基本的にはエゴではありません。「北朝鮮の人権問題は深刻であり、拉致被害者のいる日本はそれを身にしみて感じている。したがって先頭に立って北朝鮮の人権問題を解決します。皆さんも協力してください」というのがあるべき姿でしょう。直接の解決はあくまで日本の安全保障問題として、日本と北朝鮮の二国間でやるべき問題です。

例えば、アメリカ人が日本にやってきて「うちの息子がキューバに拉致されている。日本は同盟国なのだから助けて下さい」と言ったらどう思うでしょう。「それは、お気の毒だけど、まずアメリカとキューバの間でやることではないですか。もちろん、お手伝いはしますが」というのが正直なところでしょう。

難民保護について、日本国内の混乱を心配する声もあるようですし、確かにその懸念が全くないとは言えません。しかし、日本の人口から考えれば最大限でもコンマ数パーセント程度の、しかも日本に縁故のある難民を引受けられないほど、この国は包容力のない国なのではないでしょうか。

大東亜戦争をアジア解放の戦争だと思っている方は、多少の犠牲を払っても北朝鮮国民を独裁政権から解放することこそ、英霊の思いに報いることと考えていただきたいですし、逆に侵略戦争だったと思っている方は、その償いのためにも北朝鮮の独裁政権から、彼の地に住む人すべてを解放しようと考えてもらいたいと思います。今、本当になすべきこと

は何なのかを考えれば、そう違った結論は出てこないはずで

す。いずれにしても、この人権法可決は今後大きな効果をもたらすでしょう。まさに「攻撃は最大の防御」であり、法律制定の効果を高めるためにさらに次の手を打っていかねばなりません。わたしたちもそのために努力を続けるつもりです。

今朝、石川県の白山市では、特定失踪者安達俊之さんのお母さんと支援者の皆さんが早朝5時半からの「しおかぜ」第一放送を聞いてくださいました。東京では受信状況が悪かったのが心配したのですが、石川ではしっかり聞こえたそうで安心しました。ご家族の思いを何とか結果に結びつけるように、がんばります。今私たちのところに入ってきている様々な情報は、間違いなく近いうちに大きな変化があることを指し示しています。人権法制定をはじめこのチャンスを絶対に逃さないようにしていきます。今後ともよろしくお願

い申し上げます。

[調査会 NEWS 380] (18.6.20)

28日の古川さん認定訴訟及び報告会兼記者会見について

すでにご案内の通り、6月28日(水)10:30～11:30に古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟の裁判が東京地裁で行われます。今回は初の証人として調査会代表荒木が法廷に立ちます。原告側は古川さんを北朝鮮で目撃した安明進氏、古川さんの姉である竹下珠路さん、増元照明家族会事務局長も証人として申請していますが、今回は全体のことが分かっているということで、とりあえず荒木1人が認められたものです。

今回は初の証人調べということもあり、抽選による傍聴になりますので、傍聴ご希望の方は10時頃までに東京地裁前においで下さい。

なお、終了後には裁判の報告会兼調査会定例記者会見を開催します。今回は弁護士会館の会議室がとれなかったため、少々離れますが衆議院議員会館を使います。ご了承下さい。

開催時間 12:00頃(移動終了後直ちに)

場所 衆議院第2議員会館1F第2会議室(入口で入館のための券を配付します。)

内容 (1)古川裁判についての報告会(竹下珠路さん・弁護団・荒木)
記者会見を兼ねます。
(2)調査会定例記者会見
「しおかぜ」の改編・最近の活動等について
ゼロ番台リスト発表についてはまだ未定です。

[調査会 NEWS 381] (18.6.24)

28日の対応について

再度28日の段取りをお知らせします。

10:30 ~ 11:30 古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟の裁判（東京地裁）
調査会代表荒木が証人として出廷

今回は抽選による傍聴になりますので、傍聴ご希望の方は10時までに東京地裁前においで下さい。

抽選に漏れた場合はその後の報告会のみのご参加となります。このため、これまで動員のお願い等はしておらず、逆に呼びかけて下さる方にブレーキをかけて参りましたが、「法廷に入れなくても構わない」という方でしたら、ぜひご参加下さい。ただし、最悪の場合、どうしても法廷にいていただきたい方（ご家族など）が抽選に漏れた場合、当たった方でもそちらに券を譲っていただくようお願いする場合があります（もちろん強制力はありません）ので、予めご了承下さい。

法廷終了後議員会館に移動（地下鉄の場合は丸ノ内線で霞が関から国会議事堂前まで1駅）

12:00頃～（1時間程度）裁判の報告会兼調査会定例記者会見
（衆議院第2議員会館1F第2会議室）
議員会館入口で入館のための券を配付します。

内容（1）古川裁判についての報告会（竹下珠路さん・弁護団・荒木）

（2）調査会定例記者会見

「しおかぜ」の改編・最近の活動等について

ゼロ番台リスト発表（1名予定）

ゼロ番台リストの発表については従前通り調査会事務所において報道機関向け参考用に資料配付及び写真撮影（10:30頃より）を行います。

[調査会 NEWS 382] (18.6.28)

古川了子さん認定訴訟報告

本日 28 日行われた古川了子さんの拉致認定を求める訴訟の法廷では初めての証人尋問が行われ、証人として調査会代表荒木が出廷しました。お忙しい中傍聴においでいただいた皆様、報告会に出席していただいた皆様に心より御礼申し上げます。以下は終了後の報告会において主任弁護士である法律家の会川人博幹事の行った報告の内容です。

(川人弁護士報告)

今日はこの裁判初めての証人尋問となり、荒木調査会代表が証言台に立った。証言と原告代理人の主尋問を含めて 30 分という制約はあったものの、この裁判でもっとも重要である点について、荒木代表には非常に適確な証言をしていただいた。

ポイントは二つある。

第一に争点となっているのは、被告(国)は、「認定していようがしていまいが、国は同じように一所懸命取り組んでいる」と主張し、われわれは「そうではない、認定と未認定では取扱の違がある」と主張している点だ。そこでこの点で最も詳しい荒木代表に証言していただくことになったのである。

政府未認定者について、国が北朝鮮側と交渉を行なったことは公式には伝えられていない。藤田進さんや加瀬テル子さんに似た写真が出てきたとき、北朝鮮との交渉の場で若干二人のことが持ち出された。しかしながら古川さんを始めとして「こうこう、こういうふうに」といった具体的に北朝鮮に問い質したことはない。あるいは昨年交渉では「三十数名」の特定失踪者の氏名を提示したと政府は明らかにしているが、あくまで行方不明者として安否確認をしたに過ぎない。政府認定拉致被害者については、帰国させることを前提に交渉をしている。一方で未認定者は、パンフレットやホームページにも載せられることもなく、国連に対しての働きかけもない。つまりなんら「救出活動」をしていない。

第二点は、2002 年 12 月 6 日、竹下珠路さんと荒木代表がソウルを訪れ、安明進元北朝鮮工作員から古川了子さんと会ったときのことを具体的に証言してもらった。また安氏が描いた 915 病院周辺の図も、証拠として裁判所に提出した。安氏は 97 年 2 月に、横田めぐみさんの目撃を証言し、政府はその 3 ヶ月後に認定している。その比較からも、古川了子さんについて認定しないのは筋の通らない話だ。これらの経緯や失踪の状況からも認定をしてもらいたい。

これら主な二つの点から考えて、裁判所としても厳正に判断を下してもらいたい。政府担当者はそれぞれ努力をしていると思うが、拉致問題は国全体として北朝鮮を相手に取り組むべき問題だ。しかし国として一体どれだけのことをやっているか疑問だ。

以上、約 30 分の証言のあと、被告の国から 5 分間ほど反対尋問があった。国側は「今

年2月28日に政府（外務省北東アジア課）から調査会に対して説明を行なったではないか」というものだったが、それ以外に新たな尋問はなかった。

判事から質問が一点あった。これは質問の趣旨がよく分からないが「特定失踪者の家族の中で、奥さんやお子さんのいらっしゃる家族はどれくらいいらっしゃるか分かりますか」という質問があった。政府認定のとき、誰に通告するかということなのだろうか。

裁判は約40分で終了した。

今後どのように裁判を進行するかを協議する進行協議期日が設定され、7月18日午後4時と決まった。これは非公開で、原告・被告の代理人同士が出席することになるが、原告側としてはここで安明進氏、竹下珠路さん、増元照明家族会事務局長を証人として採用するよう裁判所に求めていきたいと考えている。

ゼロ番台26次リスト

本日の記者会見で次の1名をゼロ番台リストとして発表しました。

森 武史（もり たけし）

性別 ・男

生年月日 ・昭和40（1965）年11月15日（当時26歳）

失踪年月日 ・平成4（1992）年5月3日

当時の身分 ・陸上自衛官（一等陸士・平成3年入隊）

当時の居住地 ・茨城県勝田市（現ひたちなか市）の陸上自衛隊施設教導隊

失踪場所 ・横浜市

失踪当時の状況 ・ゴールデンウィーク中、横浜市戸塚区の実家に帰省し3日間滞在。失踪当日の昼頃、弟と義母に「早めに隊に帰るから」「JR 戸塚駅で待ち合わせしている・・・」などと言い残し実家を出た。変わった様子ではなかった。その後、部隊から「戻っていない」との連絡が実家にあり、そのまま行方不明となった。

「しおかぜ」の再度時間・周波数の変更について

「しおかぜ」第二放送は近日中に放送時間と周波数を再度変更します。詳しくはあらためてご連絡します。